

2023年度

障害福祉 ガイドブック



犬山市

もくじ

障害福祉制度一覧

障害者手帳の交付

障害者総合支援法

地域生活支援事業

医療の助成

手当・年金・共済

その他の事業

税金の控除・減免

事業者一覧・マップ

各種相談

障害福祉制度一覧	1
障害者手帳の交付	2
●身体障害者手帳	2
●療育手帳	2
●精神障害者保健福祉手帳	3
障害者総合支援法	4
●対象となる障害者	4
●サービスのしくみ	4
●障害福祉サービス	4
●障害児のサービス	5
●相談支援	6
●サービス利用の流れ	6
●補装具費の支給	6
●サービスを利用したときの費用	6
●利用者負担について	7
●就学前の障害児の児童発達支援等の無償化	7
地域生活支援事業	7
●相談支援	7
●成年後見制度利用支援	7
●意思疎通支援	8
●日常生活用具の給付	8
●移動支援	8
●地域活動支援センター	8
●障害者入浴サービス	9
●更生訓練費の支給	9
●日中一時支援	9
●生活サポート	9
●社会参加促進事業	9
医療の助成	10
●自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）	10
●障害者医療	11
●後期高齢者福祉医療	11
●精神障害者医療	12
手当・年金・共済	13
●障害者扶助料	13
●愛知県在宅重度障害者手当	13
●特別障害者手当	13
●障害児福祉手当	14
●特別児童扶養手当	14
●障害基礎年金	15
●児童扶養手当・愛知県遺児手当・犬山市遺児手当	15
●心身障害者扶養共済制度	15
その他の事業	16
●訪問理髪サービス	16
●タクシー基本料金の助成	16
●タクシー料金割引	16
●有料道路通行料金割引制度	16
●NHK放送受信料の免除	17
●避難行動要支援者支援制度	17
●見守りGPS購入費助成事業	17
●軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	17
●その他の利用について	18
税金の控除・減免	19
●所得税の所得控除	19
●市民税・県民税の所得控除・減免	19
●相続税の控除	19
●自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免	20
●軽自動車税（種別割）の減免	20
事業者一覧・マップ	21
●事業者一覧	21
●事業者マップ	26
●公共施設マップ	27
各種相談	28
●療育相談	28
●発達障害に関する相談	28
●高次脳機能障害に関する相談	28
●障害者の雇用に関する相談	28
●難病に関する相談	29
●障害に関する総合的な相談	29
●障害者虐待の通報窓口	29
●成年後見に関する相談	29
●ヘルプマーク・ヘルプカード	29

障害福祉制度一覧



○：全員該当 △：一部該当

項目	事業名	頁	身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者保健福祉手帳		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A判定	B判定	C判定	1級	2級	3級
	障害福祉サービス・障害児のサービス	4・5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	相談支援	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	補装具費の支給	7	△	△	△	△	△	△						
地域生活支援事業	相談支援	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	成年後見制度利用支援	8							△			△		
	意思疎通支援	8	○	○	○	○	○	○						
	日常生活用具の給付	8	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
	移動支援	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域活動支援センター	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害者入浴サービス	9	○	○										
	更生訓練費の支給	9	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	日中一時支援	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	生活サポート	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車運転免許取得費の助成	9	○	○	○	○	○	○						
	自動車改造費の助成	9	○	○	○	○	○	○						
医療	自立支援医療（更生医療）	10	△	△	△	△	△	△						
	自立支援医療（育成医療）	10							申請により、認定された方					
	自立支援医療（精神通院医療）	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害者医療	11	○	○	○	△	△	△	○	○				
	後期高齢者福祉医療	11	○	○	○	△	△	△	○	○		○	○	
	精神障害者医療	12							自立支援医療（精神通院医療）又は診断書所持の方					
手当年金	障害者扶助料	13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	愛知県在宅重度障害者手当	13	△	△	△				△	△				
	特別障害者手当・障害児福祉手当	13・14							申請により、認定された方					
	特別児童扶養手当	14	○	○	○	△			○	○				
	障害基礎年金	15							申請により、認定された方					
	児童扶養手当・愛知県遺児手当・犬山市遺児手当	15							申請により、認定された方					
その他の事業	訪問理髪サービス	16	△	△					△					
	タクシー基本料金の助成	16	○	○					○			○		
	タクシー料金割引	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	(*4)	
	有料道路通行料金割引制度	16	○	○	○	○	○	○	○					
	心身障害者扶養共済制度	17							障害者を扶養している方					
	NHK放送受信料の免除（全額免除）	17	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	〃（半額免除）	17	○	○	△	△	△	△	○			○		
	避難行動要支援者支援制度	17	△	△	△				△			△		
税金	所得税の所得控除	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市民税・県民税の所得控除・減免	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	相続税の控除	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車税及び自動車取得税の減免	20	△	△	△	△	△	△	○			○		
	軽自動車税の減免	20	△	△	△	△	△	△	○			○		

*1 難病等の方を含む

*2 戦傷病者手帳所持者で給付対象部位の方を含む

*3 自閉症状群を含む

*4 利用するタクシー会社により対象とならない場合がありますので、利用の際はご確認ください。

*5 自閉症状群、戦傷病者手帳所持者を含む

障害者手帳の交付



手帳は、各種の福祉サービスを受けるために、障害があることを証明するものです。
障害の区分に応じて、次のとおり手帳が交付されます。手帳の交付には市への申請が必要です。

- 身体障害のある方 … 身体障害者手帳
- 知的障害のある方 … 療育手帳
- 精神障害のある方 … 精神障害者保健福祉手帳

手帳の交付を受けた後に障害の程度に変更があった場合にも、申請時と同様の手続きが必要となります。



★身体障害者手帳

※交付されるまで2ヶ月ほどかかります。

障害程度により1級から6級までの等級があります。

等級は、指定医師が作成した診断書の内容から、愛知県(中央児童・障害者相談センター)で決定されます。

【対象者】視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、脳原性運動)、内部(心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸、免疫)に永続する障害が認められる方

【手続き】

手続きの種類	手続きに必要なもの
初めて身体障害者手帳の交付を申請する場合	1. 身体障害者診断書・意見書(指定医に記入していただきます。) 2. 顔写真(縦4cm×横3cm、脱帽) 3. マイナンバー(個人番号)のわかるもの 4. 本人確認できるもの
再交付を申請する場合 (等級変更・紛失・破損・写真を交換したい場合など)	1. 顔写真(縦4cm×横3cm、脱帽) 2. マイナンバー(個人番号)のわかるもの 3. 本人確認できるもの 4. (等級変更の場合)身体障害者診断書・意見書(指定医に記入していただきます。)

※診断書は申請日から3ヶ月以内に作成したものに限ります。

※診断書作成料は自己負担となります。

★療育手帳

※交付されるまで2ヶ月ほどかかります。

障害の程度によりA判定、B判定、C判定の区分があります。

等級は、愛知県(18歳未満:一宮児童相談センター、18歳以上:中央児童・障害者相談センター)で面接を受けていただき決定されます。

程 度	区 分	対 象
重 度	A 判定	知能指数がおおむね35以下 知能指数がおおむね50以下で身体障害者手帳1~3級の方
中 度	B 判定	知能指数がおおむね36以上50以下
軽 度	C 判定	知能指数がおおむね51以上75以下

【手続き】

手続きの種類	手続きに必要なもの
初めて療育手帳の交付を申請する場合	1. 顔写真(縦4cm×横3cm、脱帽) 2. (18歳以上の方のみ)療育手帳交付申請資料 3. (18歳以上の方のみ)18歳以前の知的障害を示す資料 4. (身体障害者手帳をお持ちの場合)身体障害者手帳 5. マイナンバー(個人番号)の分かるもの
再判定を受ける場合 (次の判定年月は手帳に記載されています) 判定区分を変更する場合	1. 顔写真(縦4cm×横3cm、脱帽) 2. (18歳以上の方のみ)療育手帳調査表(再判定資料) 3. (身体障害者手帳をお持ちの場合)身体障害者手帳 4. マイナンバー(個人番号)の分かるもの
再交付を受ける場合 (紛失・破損・写真を交換したい場合など)	1. 顔写真(縦4cm×横3cm、脱帽) ※面接は不要です。 2. マイナンバー(個人番号)の分かるもの

【面接判定】(更生相談所・巡回相談)

年齢	場所	予約方法
18歳未満の方	一宮児童相談センター (一宮市昭和 1-11-11)	一宮児童相談センター(電話:0586-45-1558)に電話で予約してください
18歳未満の方	犬山市保健センター(一宮児童相談センター巡回相談) ※再判定の方のみご利用できます。 日程は下記相談日をご覧ください。	福祉課障害者担当(電話:44-0321)に電話で予約してください
18歳以上の方	中央児童・障害者相談センター (名古屋市中区三の丸 2-6-1 愛知県三の丸庁舎 7階)	初めての場合:書類提出後、後日面接日を連絡します。 再判定:中央児童・障害者相談センター(電話:052-961-7253) 電話で予約してください。 ※18歳を超えてから、中央児童・障害者相談センターで判定を受けたことがある方で、状態に変化が見られない場合は、面接は不要です。

一宮児童相談センター巡回相談日

相談日			
令和5年 4月24日(月)	令和5年 5月25日(木)	令和5年 6月29日(木)	令和5年 7月20日(木)
令和5年 8月17日(木)	令和5年 9月28日(木)	令和5年10月23日(月)	令和5年11月30日(木)
令和5年12月22日(金)	令和6年 1月25日(木)	令和6年 2月29日(木)	令和6年 3月22日(金)

★精神障害者保健福祉手帳

※交付されるまで2ヶ月半ほどかかります。

障害の程度により1級から3級までの等級があります。

等級は、医師が作成した診断書の内容から、愛知県(愛知県精神保健福祉センター)で決定されます。

精神の障害により障害年金を受給している場合は、診断書に代えて、年金証書の写しで申請ができます。

【手続き】

手続きの種類	手続きに必要なもの
初めて精神障害者保健福祉手帳の交付を申請する場合	<p>①診断書による申請の場合</p> <p>1.診断書2部(精神障害者保健福祉手帳用)(医療機関で記入していただきます。) 2.顔写真(縦4cm×横3cm、脱帽) 3.マイナンバー(個人番号)のわかるもの 4.本人確認できるもの</p> <p>※診断書は初診日から6ヶ月経過後に作成されたものに限ります。 ※診断書は申請日から3ヶ月以内に作成されたものに限ります。</p> <p>②障害年金証書の写しによる場合</p> <p>1.年金証書の写し 2.年金の振込通知書又は預金通帳(直近の年金振込がわかるもの) 3.顔写真(縦4cm×横3cm、脱帽) 4.マイナンバー(個人番号)のわかるもの 5.本人確認できるもの</p>
更新する場合 (有効期限は手帳に記載されています。)	<p>1.初めて手帳の交付を申請する場合と同じもの 2.精神障害者保健福祉手帳 (注)現在の写真に変更がなく、更新欄に空きがある場合(写真無しを含む)、写真は、不要です。</p>
再交付を申請する場合 (等級変更・紛失・破損・写真を交換したい場合など)	<p>1.顔写真(縦4cm×横3cm、脱帽) 2.マイナンバー(個人番号)のわかるもの 3.本人確認できるもの 4.(等級変更の場合)診断書2部(精神障害者保健福祉手帳用)(医療機関で記入していただきます。)</p>

障害者総合支援法



地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援します（児童福祉法の障害児通所支援、障害児入所支援を含みます）。

●対象となる障害者

身体障害者

知的障害者

精神障害者
(発達障害者含む)

難病患者等

障 傷 児

●サービスのしくみ

障害福祉サービス

○介護給付

障害程度が一定以上の方に、生活上又は療養上の必要な介護を行います。
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所・重度障害者等包括支援・施設入所支援

○訓練等給付

身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。
自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助
くわしくは4~5ページをご覧ください。

相談支援

地域で安定した生活をするために必要な支援や相談を行います。
計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援
くわしくは6ページをご覧ください。

障害者・障害児

障害児のサービス

○障害児通所支援

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
くわしくは5ページをご覧ください。

補装具費の支給

補装具の購入や修理にかかる費用を支給します。
くわしくは6ページをご覧ください。

地域生活支援事業

市が障害者を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。
くわしくは7~9ページをご覧ください。

自立支援医療

障害の除去・軽減のための医療や精神疾患の通院医療を受けることができます。
更生医療・育成医療・精神通院医療
くわしくは10ページをご覧ください。



障害福祉サービス



在宅で訪問を受けたり、通所して利用するサービスと、施設に入所して利用するサービスがあります。

●訪問系サービス

★居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

★重度訪問介護

重度の肢体不自由等により行動上著しい困難があり常に介護を必要とする方に、自宅での介護から外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行います。

★同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する方が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。

★行動援護

知的または精神障害のために自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

★重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

●日中活動系サービス

★生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間に施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

★療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話をしています。

★短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

★自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。

★自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。

★就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

★就労継続支援

一般企業などでの就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

★就労定着支援

一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

★自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

●居住系サービス

★共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。

★施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。



障害児のサービス



●児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

●放課後等デイサービス

授業の終了後または休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

●保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

相談支援

●計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービス、障害児のサービスの申請をした方や地域相談支援を申請した方に、課題の解決や適切なサービスの利用に向けての相談及び利用計画を作成します。

●地域相談支援

①地域移行支援

障害施設等に入所している方や精神科病院に長期入院している方に、地域生活に移行するための支援を行います。

②地域定着支援

同居をしている家族等から支援を受けることが難しい方や、家族との同居から一人暮らしへ移行した方などが、安心した地域生活を継続するために支援を行います。



サービス利用の流れ



申請

計画の作成

※利用者と相談支援
事業所の契約が必要。

調査

※福祉課で予約が必要。

支給決定

※新規の場合、
おおむね1ヶ月
必要。

サービス利用開始



補装具費の支給



身体障害者で、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具(補装具)を必要とする方に、購入又は修理に要した費用の一部(補装具費)を支給します。

利用者負担は原則定率1割負担ですが、世帯の所得に応じ、負担上限月額が設定されています。

支給を受けるためには、事前に申請が必要です。購入又は修理後の申請は対象外となりますので、注意してください。

(注1)障害者本人又は世帯員のいずれかが市町村民税所得割額46万円以上の場合は、補装具費の支給対象外です。

(注2)身体障害者手帳所持者のうち、他法(損害賠償制度、労災補償制度、医療保険制度、介護保険制度)により補装具の交付や修理、レンタルを受けることができる場合は、他法が優先となりますので、他法で助成を受けてください。

●対象となる補装具

義肢(義手、義足)、装具(下肢装具、体幹装具、上肢装具など)、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼(普通義眼、特殊義眼、コンタクト義眼)、眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡)、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持車椅子(児のみ)、起立保持具(児のみ)、歩行器、頭部保持具(児のみ)、排便補助具(児のみ)、歩行補助つえ(松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、プラットフォーム杖)、重度障害者用意思伝達装置

※障害の種類や等級により対象となる補装具が異なりますので、事前に福祉課にご相談ください。

●申請に必要なもの

- ①補装具費支給に係る医師意見書(補装具の種類に応じて必要です。様式は市役所にあります。)
- ②見積書(購入予定の業者に作成してもらいます。) ③身体障害者手帳
- ④マイナンバー(個人番号)のわかるもの ⑤本人確認できるもの

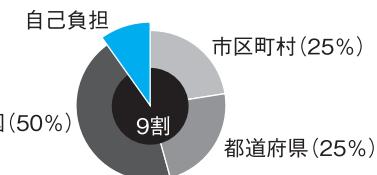


サービスを利用したときの費用



サービス利用料金は、費用の1割を支払います。ただし負担が重くなりすぎないように、所得に応じて支払う負担の上限が決められています。

〈サービスにかかる費用〉



(注1)同月に障害福祉サービス、障害児通所、補装具費等、複数の利用があり、世帯での負担が基準額を超える時は、払い戻しの制度があります。

(注2)65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けており、一定の要件を満たす場合、払い戻しの制度があります。



利用者負担について



【障害者の場合】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民非課税世帯	0円
一般 1	市町村民課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます(注)。	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

(注)入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民課税世帯の場合、「一般2」となります。

【世帯の範囲】

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

【障害児の場合】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民非課税世帯	0円
一般 1	市町村民課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 4,600円 入所施設利用の場合 9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

【世帯の範囲】

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

* 就学前の障害児の児童発達支援等の無償化 (令和元年10月1日より) *

3歳から5歳までの障がいのある子どもたちが、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を利用する場合、利用者負担は無償(0円)です。

対象となる障害児	無償化期間
平成29年4月2日～平成30年4月1日生	令和3年 4月1日～令和6年3月31日まで
平成30年4月2日～平成31年4月1日生	令和4年 4月1日～令和7年3月31日まで
平成31年4月2日～令和 2年4月1日生	令和5年 4月1日～令和8年3月31日まで

※利用者負担以外の費用(食事等)はお支払いください。



地域生活支援事業



障害者等が、自立した日常生活や社会生活を送れるよう、次のサービスを犬山市が実施します。

障害福祉サービスなどと組み合わせて障害者等を支援します。

★相談支援

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行います。また、ピアカウンセリング(当事者同士の相談)事業を支援します。

【費用】無料

★成年後見制度利用支援

成年後見制度の利用が必要な方に対して理解を促し、手続き等の支援を行います。
また、費用負担が困難な場合は助成を行います。

【費用】無料



★意思疎通支援

①手話通訳者設置

聴覚障害者等に手話にて市役所での手続きを支援します。

【場 所】犬山市役所 1階 福祉課

【費 用】無料

②手話通訳者等派遣・要約筆記者派遣

聴覚障害者又は音声・言語機能障害者等が意思疎通を図るために手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

【費 用】無料

【手 続 き】市へ事前（原則1週間前まで）に申請が必要です。

★日常生活用具の給付

重度障害者・児（難病患者等を含む）に対し、日常生活用具を給付します。

※用具により対象者が異なります。※用具には基準額、耐用年数が定められています。

【対象用具】 ①介護・訓練支援用具…特殊寝台、体位変換器など

②自立生活支援用具……入浴補助用具、歩行補助つえ、聴覚障害者用屋内信号装置など

③在宅療養等支援用具…ネブライザー（吸引器）、電気式たん吸引器など

④情報・意思疎通支援用具…視覚障害者用時計、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置など

⑤排泄管理支援用具……ストーマ用装具、紙おむつなど

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

【費 用】1割負担。ただし、所得に応じて上限額が定められています。

【手 続 き】市へ事前に申請が必要です。申請後、市から支給決定通知書と給付券を交付します。

※購入後の申請は、対象となりません。必ず事前に申請をしてください。

令和5年度申請受付期限一覧表（ストーマ用装具、紙おむつのみ）※期限までに申請して下さい					
4月分	令和5年 4月20日(木)	5月分	令和5年 5月23日(火)	6月分	令和5年 6月22日(木)
7月分	令和5年 7月21日(金)	8月分	令和5年 8月23日(水)	9月分	令和5年 9月21日(木)
10月分	令和5年10月23日(月)	11月分	令和5年11月21日(火)	12月分	令和5年12月20日(水)
1月分	令和6年 1月23日(火)	2月分	令和6年 2月20日(火)	3月分	令和6年 3月21日(木)

★移動支援

屋外での移動が困難な障害者等について、外出の際の移動を支援します。

【内 容】 ①社会生活上必要不可欠な外出（金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買い物物等）

②余暇活動等社会参加のための外出（レクリエーション等）

【費 用】1割負担。ただし、所得に応じて上限額が定められています。

【手 続 き】市への申請が必要です。申請後、聞き取り調査を実施し、受給者証を交付します。

★地域活動支援センター

障害者が事業所で、創作的活動、機能訓練活動や生産活動を行うことにより、社会との交流を促進します。

【費 用】1割負担。ただし、所得に応じて上限額が定められています。

○犬山市障害者地域活動支援センターふれんど…上限2,200円／月

【手 続 き】市への申請が必要です。申請後、聞き取り調査を実施し、受給者証を交付します。

★障害者入浴サービス

①訪問入浴サービス

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

【対象者】身体障害者手帳1・2級かつ65歳未満で医師が入浴を認めた方
(40歳以上65歳未満の介護保険認定者は除く)

【費用】1割負担。ただし、所得に応じて上限額が定められています。月4回まで。

【手続き】市への申請が必要です。申請後、受給者証を交付します。

②施設入浴サービス

地域における身体障害者の生活を支援するため、障害福祉施設の機械浴槽を利用して家族等の介助で入浴する機会を提供します。

【対象者】身体障害者手帳(肢体不自由)1・2級かつ65歳未満で医師が入浴を認めた方
(40歳以上65歳未満の介護保険認定者は除く)

【費用】500円／回。月4回まで。

【手続き】市への申請が必要です。申請後、受給者証を交付します。

★更生訓練費の支給

社会復帰の促進を図るために更生訓練費を支給します。

【費用】無料

【手続き】市への申請が必要です。申請後、受給者証を交付します。

★日中一時支援

障害者に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援をします。

【費用】1割負担。ただし、所得に応じて上限額が定められています。

【手続き】市への申請が必要です。申請後、聞き取り調査を実施し、受給者証を交付します。

★生活サポート

障害福祉サービスに該当しない方に、家事に対する必要な支援をします。

【費用】1割負担。ただし、所得に応じて上限額が定められています。

【手続き】市への申請が必要です。申請後、聞き取り調査を実施し、受給者証を交付します。

★社会参加促進事業

障害を持つ方の社会参加を推進します。

①スポーツ・レクリエーション事業

【事業内容】市内の障害者団体が、スポーツ等事業を実施します。

②自動車運転免許取得費の助成

【事業内容】普通自動車運転免許の取得費の一部を助成します。

【対象者】視覚障害者を除く身体障害者で、就労、通院、通学等のために免許を取得する方。

【助成額】免許取得に要した費用の3分の2以内の額（上限10万円）。

【手続き】免許取得後6ヶ月以内に、市への申請が必要です。

③自動車改造費の助成

【事業内容】自動車の改造費の一部を助成します。

【対象者】身体障害者自らが自動車を運転し、就労、通院、通学等のために自動車を使用する方で、自動車の操作装置、駆動装置等の一部を改造する必要がある方。また、重度身体障害者の移動のために使用する自動車を改造若しくは購入する介護者の方。ただし、所得制限があります。

【助成額】改造に要した額（上限10万円）

【手続き】市への申請が必要です。申請後、市から支給決定通知書を交付します。

※改造後の申請は、対象となりません。必ず事前に申請をしてください。



医療の助成



自立支援医療の内容



障害の除去・軽減のために必要な医療や、精神疾患の通院治療を指定の医療機関で受けることができます。なお、入院時の食費については原則自己負担となります。

ただし、所得に応じて負担上限額が決められており、継続的に医療費負担が発生する方(重度かつ継続)に、月当たりの負担額に上限を定めることで、負担が重くならないようにしています。支給を受けるには、事前に市への申請が必要です。

★自立支援医療

①更生医療

【対象者】身体障害者手帳、戦傷病者手帳を所持している18才以上の方で、給付対象の障害部位の認定を受けている方（ただし、所得制限があります）。

【支給額】身体障害者および戦傷病者が身体機能回復のために必要な医療を給付します。
ただし、医療費の自己負担（原則1割負担）があります。

【必要書類】指定の意見書・健康保険証・障害者手帳・年金受給者は金額がわかる書類（年金証書等）・特定疾病療養受療証（人工透析の場合）・マイナンバー（個人番号）のわかるもの・本人確認のできるもの

【その他必要な手続き】

- ・継続して受給する場合は、更新手続きが必要です。
- ・医療機関、健康保険証、住所氏名等の変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。

②育成医療

【対象者】身体に障害のある18才未満の児童

【支給額】生活の能力を得るために必要な医療を給付します。
ただし、医療費の自己負担（原則1割負担）があります。

【必要書類】指定の意見書・健康保険証・マイナンバー（個人番号）のわかるもの・本人確認のできるもの

【その他必要な手続き】

- ・継続して受給する場合は、更新手続きが必要です。
- ・医療機関、健康保険証、住所氏名等の変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。

③精神通院医療

【対象者】精神障害で医療機関に通院されている方

【支給額】精神障害で医療機関に通院されている方に必要な医療を給付します。
ただし、医療費の自己負担（原則1割負担）があります。

【必要書類】指定の診断書（継続して受給する方で、治療方針に変更がない場合は2年に1回）
健康保険証・マイナンバー（個人番号）のわかるもの・本人確認のできるもの

【その他必要な手続き】

- ・継続して受給する場合は、更新手続きが必要です。
- ・医療機関、健康保険証、住所氏名等の変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。

毎月の負担上限額は次の表のとおりです。

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
市町村民税非課税	市町村民税非課税	市町村民税課税 所得割<3万3千	市町村民税課税 所得割<3万5千	市町村民税課税 23万5千<所得割
←生活保護世帯← 本人収入≤80万	→本人収入>80万	3万3千	3万5千	23万5千
生活保護負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 負担上限額:医療保険の自己負担限度額 育成医療の経過措置 負担上限額 5,000円	一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	重度かつ継続(※) 中間所得層2 負担上限額 10,000円
				一定所得以上 負担上限額 20,000円 ※特例措置 R6.3.31まで

※「重度かつ継続」の範囲

●疾病、症状等から対象となる者

更生・育成…腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓の機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方
精神通院…①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の方
②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方

●疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

更生・育成・精神通院…医療保険の多数該当の方

※法改正に伴い変更となる場合があります。



福祉医療の内容



★障害者医療

【対象者】①身体障害者1級～3級

（ただし、腎臓機能障害については4級まで、進行性筋萎縮症については6級まで）

②療育手帳A判定・B判定

③自閉症状群と診断された方

※「進行性筋萎縮症」及び「自閉症状群」に該当する病名は市ホームページをご覧下さい。

【支給額】医療保険適用分の自己負担額を助成します。

【必要書類】障害者手帳等・健康保険証・マイナンバー（個人番号）のわかるもの・来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）

【その他必要な手続き】

健康保険証、手帳の等級、住所氏名等の変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。

★後期高齢者福祉医療

【対象者】①65歳から74歳で、次の条件に該当し、後期高齢者医療制度へ加入している方

・身体障害者1級～3級

・療育手帳A判定

・精神障害者保健福祉手帳1級、2級

②75歳以上で、次の条件に該当している方

・身体障害者1級～3級（ただし、腎臓機能障害については4級まで、進行性筋萎縮症については6級まで）

・療育手帳A判定・B判定

・自閉症状群と診断された方

・精神障害者保健福祉手帳1級、2級

・戦傷病者手帳を所持している方

※進行性筋萎縮症及び自閉症状群に含まれる病名は障害者医療に準じます。

【支給額】医療保険適用分の自己負担額を助成します。

【必要書類】障害者手帳等・健康保険証・マイナンバー（個人番号）のわかるもの・来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）

【その他必要な手続き】

手帳の等級、住所氏名等の変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。

問合せ…保険年金課 医療担当：TEL 44-0328

★精神障害者医療

①精神疾患：通院

【対象者】自立支援医療（精神通院）受給者証を所持している方

【支給額】自立支援医療（精神通院）を受けている方の自己負担額を助成します。

※指定医療機関における、自立支援医療対象の医療保険適用分に限ります。

【必要書類】健康保険証・自立支援医療（精神通院）受給者証・マイナンバー（個人番号）のわかるもの・来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）

【その他必要な手続き】

- ・健康保険証、自立支援医療受給者証、住所氏名等の変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。

②精神疾患：入院

【対象者】精神疾患により医療機関に入院していて、医師の診断書を所持している方
(精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者以外)

【支給額】医療保険適用分の自己負担額の1/2を申請により払い戻します。

【必要書類】健康保険証・指定の診断書・振込口座の分かるもの・領収書・保険給付金支給証明書・マイナンバー（個人番号）のわかるもの・来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）

③全疾病：入通院

【対象者】精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）を所持している方

【支給額】医療保険適用分の自己負担額を助成します。

【必要書類】健康保険証・精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）・自立支援医療（精神通院）受給者証（お持ちの方のみ）・マイナンバー（個人番号）のわかるもの・来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）

【その他必要な手続き】

- ・健康保険証、手帳の等級、住所氏名等の変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。

問合せ…保険年金課 医療担当：TEL 44-0328

手当・年金・共済



★障害者扶助料（犬山市）

【対象者】身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持しており、犬山市に住民票をおいている方。在宅要介護者介護手当との併給はできません。

【支給額】

①身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方	月額 2,600円
②身体障害者手帳3・4級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級、身体障害者手帳5・6級の進行性筋萎縮症の方、自閉症状群と診断された方	月額 2,300円
③身体障害者手帳5・6級、療育手帳C判定、精神障害者保健福祉手帳3級、戦傷病者手帳所持の方	月額 1,300円

【支給時期】毎年9月、3月の各30日

(ただし、支払日が土日・祝日の場合には前日若しくは前々日になります。)

【必要書類】障害者手帳（自閉症状群と診断された方は診断書）・振込口座

【その他必要な手続き】住所氏名、振込口座、手帳の等級に変更が生じた場合は、手続きが必要です。

★愛知県在宅重度障害者手当（愛知県）

【対象者】愛知県に住民票をおいていて、次のいずれかに該当する在宅の障害者。ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者、施設入所者、3ヶ月以上の長期入院者は除きます。（所得制限、併給制限、年齢制限があります。）
※入所施設によっては、受給資格が喪失しない場合があります。

【支給額】

①身体障害1・2級かつIQ35以下の方	月額 15,500円
②身体障害1・2級、IQ35以下、身体障害3級かつIQ50以下の方	月額 6,750円

(②では、65歳以上で新たに障害者となった方は除きます。)

【支給時期】毎年4月、8月、12月の各25日

(ただし、支払日が土日・祝日の場合には前日若しくは前々日になります。)

【必要書類】障害者手帳・振込口座

【その他必要な手続き】

- ・年1回、所得状況届の提出が必要です（8月）。
- ・住所氏名、振込口座、手帳の等級などに変更が生じた場合、県外転出、施設入所、3ヶ月以上の長期入院、特別障害者手当等受給などにより受給資格が喪失する場合は、速やかに手続きが必要です。

★特別障害者手当（国・愛知県）

【対象者】次のいずれかに該当する20歳以上の障害者。（いずれも目安であって、診断書等により判断します。）
ただし、施設入所者及び3ヶ月以上の長期入院者は除きます。（所得制限、併給制限があります。）

- ①身体障害1・2級程度の障害を重複して有する方
- ②身体障害1・2級程度で、IQ20以下又は常時介護が必要な精神障害を有する方
- ③身体障害1・2級程度又はIQ20以下もしくは常時介護が必要な精神障害で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上有する方
- ④身体障害1・2級又は、IQ20以下もしくはこれと同程度で、日常生活で全面介護が必要な方

【支給額】

国制度分	月額 27,980円
県制度分 (国制度分に 加算して支給)	月額 6,850円
身体障害1・2級かつIQ35以下の方	月額 1,050円

【支給時期】毎年2月、5月、8月、11月の各10日

(ただし、支払日が土日・祝日の場合には前日若しくは前々日になります。)

【必要書類】障害者手帳・振込口座・指定の診断書・年金額確認書類・マイナンバー（個人番号）のわかるもの・本人確認のできるもの

【その他必要な手続き】

- ・年1回、所得状況届の提出が必要です（8月から9月）。
- ・住所氏名、振込口座、手帳の等級などに変更が生じた場合、施設入所、3ヶ月以上の長期入院などにより受給資格が喪失する場合は、手続きが必要です。

※入所施設によっては、受給資格が喪失しない場合があります。

★障害児福祉手当（国・愛知県）

【対象者】次のいずれかに該当する20歳未満の障害児。（いずれも目安であって、診断書等により判断します。）ただし、障害を事由とした年金受給者及び施設入所者は除きます。（所得制限、併給制限があります。）

- ①身体障害1級（2級の一部を含む）程度の障害を有する方
- ②IQ20以下程度の方
- ③上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方

【支給額】

国制度分	月額 15,220円
県制度分 (国制度分に 加算して支給)	月額 6,900円
身体障害1・2級かつIQ35以下の方	月額 1,150円

【支給時期】毎年2月、5月、8月、11月の各10日

（ただし、支払日が土日・祝日の場合には前日若しくは前々日になります。）

【必要書類】障害者手帳・振込口座・指定の診断書・マイナンバー（個人番号）のわかるもの・本人確認のできるもの

【その他必要な手続き】

- ・年1回、所得状況届の提出が必要です（8月から9月）。
- ・住所氏名、振込口座、手帳の等級などに変更が生じた場合、施設入所などにより受給資格が喪失する場合は、手続きが必要です。
※入所施設によっては、受給資格が喪失しない場合があります。

★特別児童扶養手当（国）

【対象者】次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を監護・養育されている方。（いずれも目安であって、診断書等により判断します。また、所得制限があります。）

【支給額】

①35以下程度、身体障害1・2級程度、同程度の障害・病状の方	月額 53,700円
②IQ50以下程度、身体障害3級（4級の一部含む。）程度、同程度の障害・病状の方	月額 35,760円

【支給時期】毎年4月、8月、11月の各11日

（ただし、支払日が土日・祝日の場合には前日若しくは前々日になります。）

【必要書類】障害者手帳・振込口座・戸籍謄本・指定の診断書・マイナンバー（個人番号）のわかるもの・本人確認のできるもの

【その他必要な手続き】

- ・年1回、所得状況届の提出が必要です（8月から9月）。
- ・住所氏名、振込口座、養育者、手帳の等級などに変更が生じた場合、施設入所などにより受給資格が喪失する場合など、手続きが必要です。
※入所施設によっては、受給資格が喪失しない場合があります。

ご注意ください

愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給の方へ

- 介護保険施設などに入所した時や、3ヶ月以上入院した時は、喪失手続きが必要です。

退所・退院をされたら、再度新規申請の手続きができます。

- 毎年8月に、「所得状況届」等の提出が必要です。

- 有効期限がある手当を受給している場合は、有効期限日までに、更新手続きが必要です。
(有効期限については、福祉課までお問い合わせください)

※入所施設によっては、受給資格が喪失しない場合があります。

手続きが遅れた場合は、手当の返還が生じたり、継続して手当を受給できなくなることがあります。

★障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入者の期間中などに初診日がある病気やけがにより障害者になった場合、一定の条件を満たすと障害基礎年金の支給を受けることができます。

【障害基礎年金を受けるためには、①～③の条件を満たしていることが必要です】

①障害認定日に障害の程度が国民年金法施行令で定める1級または2級に該当していること

②次のいずれかに該当する方であること

- ・障害の原因となった傷病の初診日に20歳未満であった方（所得制限あり）

- ・障害の原因となった傷病の初診日に国民年金の加入者であった方

- ・障害の原因となった傷病の初診日に60歳以上65歳未満で国民年金の加入歴がある方

③次の要件のいずれかを満たしていること

- ・初診日の前日時点で、初診日の属する月の前々月までに加入期間の3分の2以上保険料を納めていること

- ・初診日の前日時点で、初診日の属する月の前々月までの直近1年間の未納がないこと

※特別障害給付金制度

次のいずれかに該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金に該当する程度の障害がある方は、特別障害給付金の対象となります。（所得制限あり）

①平成3年3月以前に国民年金任意加入者であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入者であった厚生年金又は共済組合等の加入者の配偶者

※障害厚生年金については、一宮年金事務所（電話 0586-45-1418）にお問い合わせください。

問合せ…保険年金課 年金担当：TEL 44-0328

★児童扶養手当・愛知県遺児手当・犬山市遺児手当

父母のどちらかがいないひとり親家庭や父母のどちらかに一定の障害のある家庭の保護者、もしくは両親のいない児童を養育している方で一定の条件を満たす方を対象として、児童扶養手当・愛知県遺児手当・犬山市遺児手当が支給対象となる場合があります。（児童扶養手当・愛知県遺児手当は所得制限及び公的年金との併給制限があります。）
詳しくは子ども未来課までお問い合わせ下さい。

問合せ…子ども未来課 育成担当：TEL 44-0323

★心身障害者扶養共済制度（愛知県）

障害のある方を扶養している方が健康なときに掛金をかけて、保護者が死亡、又は重度の障害になった場合に障害のある方に年金を支給します。

【加入できる保護者の範囲】

障害のある方を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他親族等）であって、次の要件をすべて満たしている方。

（1）愛知県内に住所があること

（2）年齢が65歳未満であること

（3）特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

※加入できる保護者は一人

【対象者】

（1）身体障害者手帳1級から3級

（2）知的障害者（療育手帳を所持している方）

（3）精神又は身体に永続的な障害がある方で（1）又は（2）と同程度の障害と認められる方

【必要書類】

障害者手帳・障害年金証書・住民票（世帯全員、省略なし）

【その他必要な手続き】

- ・加入者が死亡した場合や重度障害になった場合は年金請求手続きが必要です。

- ・障害者が死亡した場合は、弔慰金請求手続きが必要です。

- ・住民氏名等に変更が生じた場合は、変更届が必要です。

その他の事業



★訪問理髪サービス（犬山市）

重度障害者・児の世帯に理容師又は美容師が訪問し、理髪サービスを行います。

【対象者】身体障害者手帳1級・2級を所持し、かつ療育手帳A判定を受けている方

【必要書類】障害者手帳

【その他必要な手続き】

- ・継続して利用する場合は、1年毎に申請が必要です。
- ・入院、転出等により利用しなくなった場合は、辞退届が必要です。

★タクシー基本料金の助成（犬山市）

障害者がタクシーを利用した場合、基本料金（700円まで）を助成します。

令和4年度より対象を拡大し、自動車税の減免を受けている方も助成します。

※高齢者タクシー料金割引制度との併用はできません。

【対象者】①身体障害者手帳1級・2級

②療育手帳A判定

③精神障害者保健福祉手帳1級

【交付枚数】自動車税減免なし最大48枚、自動車税減免あり最大24枚

※申請する月によって交付枚数が異なります。

【必要書類】障害者手帳

【その他必要な手続き】

- ・継続して利用する場合は、1年毎に申請が必要です。

★タクシー料金割引（各タクシー会社）

障害者がタクシーを利用した場合に、送迎料金等を除く規定料金の1割が割引となります。

※利用するタクシー会社により対象とならない場合がありますので、利用の際はご確認ください。

※利用する際には、障害者手帳の提示が必要です。

★有料道路通行料金割引制度（各日本高速道路株式会社）

障害者が有料道路を利用する場合に通行料金が割引されます。

【対象者】①本人が運転する場合：身体障害者手帳所持者

②本人以外が運転する場合：身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者のうち、重度の障害を持っている方。（ただし、本人が同乗した場合に限ります。）

（注1）重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同範囲となります。

（注2）ETC利用の場合は、割引対象自動車は、個人名義で障害者一人につき1台限りです。

【支給額】通行料金の50%を割引

【必要書類】障害者手帳・車検証・運転免許証（本人運転の場合）

（注1）車の所有者が本人以外の場合は、続柄の確認書類が必要となります。

（注2）ETC利用の場合は、ETCカード（原則、障害者本人名義）・ETC車載器の管理番号が必要となります。

【その他必要な手続き】

・2年毎の更新手続きが必要です（新規・変更の場合は、2回目の誕生日が有効期限となります）。

・自動車登録番号、車検証等上の所有者・使用者・ETCカード名義及び番号、ETC車載器の管理番号、申請者の氏名住所等を変更する場合は、変更手続きが必要です。

★NHK 放送受信料の免除（日本放送協会）

障害者手帳の所持者がいる世帯のNHK放送受信料が、全額又は半額に免除されます。

【全額免除の条件】

障害者手帳所持者がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税

【半額免除の条件】

- (1) 視覚障害者、聴覚障害者が世帯主
- (2) 身体障害者手帳1・2級の身体障害者が世帯主
- (3) 療育手帳A判定の知的障害者が世帯主
- (4) 精神障害者手帳1級の精神障害者が世帯主
- (5) 戦傷病者手帳1款症の戦傷病者が世帯主

【必要書類】障害者手帳・印鑑

★避難行動要支援者支援制度（犬山市）

災害時や災害の発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難な高齢者や障害者（避難行動要支援者）に対し、地域の中で情報の伝達や避難などの手助けをする仕組みです。

【対象者】次の①から⑤いずれかに該当する方のうち、災害発生時に、自力での避難が困難であり、支援のために日頃から地域住民等に情報提供することに同意する人で、在宅で生活している方が対象となります。

- ①介護保険の要介護度3から5の認定者
- ②身体障害者手帳（内部障害は除く）1級から3級を所持している方
- ③療育手帳A判定を所持している方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ⑤その他上記に準ずる方（難病患者を含む）

【その他必要な手続き】

- ・市への申請及び個別避難計画の提出が必要です。
- ・申請の際は、地域の中で避難支援者（同居の親族除く）をお願いしてください。
- ・避難支援者等関係者に個人情報を提供することに同意が必要です。

★見守りGPS購入費助成事業

障害のある人が行方不明になったとき、その人のいる位置を検索できるGPS機器（市が指定する製品）の購入にかかる初期費用を助成します。

【対象者】
 ・重度の知的障害者
 ・行動障害のある方
 ご希望の方はご相談ください。

【助成費用】GPS機器購入にかかる初期費用（限度額10,000円）

※利用にはパソコンやスマートフォン等のインターネット環境が必要です。毎月利用料がかかります。

★軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児を対象として、補聴器の購入や修理にかかる費用の一部助成します。所得制限があります。

【助成額】補聴器の購入または修理費に要した費用の3分の2（1,000円未満が発生した場合は端数を切り捨て）に相当する額を助成します。（助成上限額50,000円）

【手続き】指定の診断書が必要となります。市へ事前に申請が必要です。

他の利用について



事業名	対象者	事業内容	利用方法	連絡先
犬山城	・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 ・付添者1名(車いす利用者は2名)	入場登閣料を免除	窓口で障害者手帳を提示 ※障害者手帳アプリ 「ミライロID」利用可	犬山城管 理事務所 61-1711
どんでん館・ 文化史料館	・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 ・付添者1名	観覧料を免除		どんでん館 65-1728 文化史料館 62-4802
犬山市 わん丸君バス (コミュニティバス) 事業	・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 ・被爆者手帳所持者 ・戦傷病者手帳所持者 ・特定医療費(指定難病)受給者証所持者 ・付添者1名	運賃免除	乗車時に障害者手帳等を提示 ※障害者手帳アプリ 「ミライロID」利用可	防災交通課 44-0347
家具等転倒 防止器具 取付事業	・65歳以上の高齢者のみの世帯 ・介護保険の要介護、又は要支援の認定者がいる世帯 ・障害者のいる世帯(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯) ・その他上記に準ずる世帯(難病患者がいる世帯など)	家具に転倒防止器具の無料取付 ※4箇所まで	下記窓口へ申請 ・防災交通課 ・城東出張所 ・羽黒出張所 ・楽田出張所 ・池野出張所	防災交通課 44-0346
障害者郵送 貸出サービス	・身体障害者手帳(1級から2級) ※肢体不自由のみ	図書(雑誌、視聴覚資料は除く)を郵送で3点まで、30日の間貸し出し。※郵送料無料	図書館へ申請 [必要書類] ・身体障害者手帳	図書館 62-6300
デイジー録音 図書等の 貸出サービス	・市内に住所を有する視覚障害者等で視覚により認識表現される表現方式のままでは著作物を利用することが困難な方。	デイジー録音図書・カセット図書は3点以内。 再生専用機は1台。 上記2点の貸出し期間は30日。	図書館へ申請 [必要書類] ・身体障害者手帳等	
保育所保育 料等	・身体障害者手帳所持者のいる世帯 ・療育手帳所持者のいる世帯 ・精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯 ・特別児童扶養手当の支給対象児のいる世帯 ・国民年金の障害基礎年金の受給者のいる世帯	市民税の所得割額により保育所保育料または給食費の軽減あり。	市へ申請 [必要書類] ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当証書 ・国民年金の障害基礎年金証明 上記のいずれかの写しが必要	子ども未来課 44-0324
指定ごみ袋 の減免	・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 ・介護保険の要介護又は要支援の認定者 上記の中で常時紙おむつが必要な方	申請月から年度末(3月)まで月あたり中袋5枚相当分を配布	市へ申請 [必要書類] ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証のいずれか ・紙おむつの領収書かレシート又は日常生活用具(紙おむつ)の給付を受けている方は犬山市日常生活用具給付決定通知書	環境課 44-0344
緊急通報 システム NET119	・聴覚または言語等に障害のある方	聴覚または言語等に障害のある方のための緊急通報システム。NET119は携帯電話・スマートフォンを使い119番通報することが可能。 ※申請無料(NET119からの通報は、通信料が別途必要)	市へ申請 [必要書類等] ・障害者手帳の写し ※事前申請必要 ※電子申請可能	消防署 指揮調査担当 65-0119
緊急通報 システム FAX119		聴覚または言語等に障害のある方のための緊急通報システム。FAX119は自宅のFAXを使い119番通報することが可能。	緊急時、自宅のFAXから「ファックス緊急通報用紙」を使用し、119番へ送信してください。なお、緊急通報用紙は、市ホームページからダウンロード又は消防署にて配布します。※事前申請不要	
さら・さくらの湯 (市民健康館)	・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	・入浴料 障害者割引あり ・車いす利用者など介助が必要な方の浴室あり。(事前予約制)	さら・さくらの湯の受付で障害者手帳等を提示 ※障害者手帳アプリ 「ミライロID」利用可	市民健康館 さら・さくらの湯 受付 63-3810

税金の控除・減免



★所得税 ●所得控除

障害者が所得税の納稅義務者本人または納稅義務者の同一生計配偶者、扶養親族である場合に、控除ができます。

障害者控除	・身体障害者手帳3級～6級 ・療育手帳B判定、C判定 ・精神障害者保健福祉手帳2級、3級	27万円が控除されます
特別障害者控除	・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳A判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級	40万円が控除されます
同居特別障害者控除	特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族で、居住者又はその居住者の配偶者若しくは居住者と生計を一にする配偶者以外の親族のいずれかと同居を常況としている方	75万円が控除されます

問合せ…小牧税務署：TEL 72-2111（音声ガイダンスに従って操作してください）

★市民税・県民税 ●所得控除

障害者が市民税・県民税の納稅義務者本人又は納稅義務者の同一生計配偶者、扶養親族である場合に、控除ができます。なお、本人の前年の合計所得金額が135万円以下の場合は課税されません。

障害者控除	・身体障害者手帳3級～6級 ・療育手帳B判定、C判定 ・精神障害者保健福祉手帳2級、3級	26万円が控除されます
特別障害者控除	・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳A判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級	30万円が控除されます
同居特別障害者控除	特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族で、居住者又はその居住者の配偶者若しくは居住者と生計を一にする配偶者以外の親族のいずれかと同居を常況としている方	53万円が控除されます

●減免

賦課期日現在において障害者で、前年中の総所得金額が140万円以下で課税されている方の、所得割の100分の50に相当する額を減免します。

減免を受けるためには、6月30日までに申請が必要です。

問合せ…税務課 市民税担当：TEL 44-0314

★相続税の控除

障害者が相続又は遺贈により財産を取得する場合、税額控除ができます。

障害者控除	・身体障害者手帳3級～6級 ・療育手帳B判定、C判定 ・精神障害者保健福祉手帳2級、3級	85歳に達するまでの年数×10万円が控除されます。
特別障害者控除	・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳A判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級	85歳に達するまでの年数×20万円が控除されます。

問合せ…小牧税務署：TEL 72-2111（音声ガイダンスに従って操作してください）

★自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免

障害者1人につき1台に限り自動車税種別割及び自動車税環境性能割を減免します。（営業車は対象外）自動車の所有者は障害者本人に限ります。（ただし、年齢18歳未満で一定の身体障害者又は知的障害者若しくは精神障害者の場合は、その方と生計を一にする者を含む。）

減免を受けるには事前に申請が必要です。必要書類など詳しくは東尾張県税事務所までお問い合わせください。

区分	減免の対象となる範囲（※1）	
	本人が運転する場合	生計を一にする方、常時介護する方が運転する場合
視覚障害	1級～4級	1級～4級
聴覚障害	2級、3級	2級、3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由	1級、2級	1級、2級
下肢不自由	1級～6級（※2）	1級～3級
体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の被進行性の脳病変による運動機能障害	(上肢機能) 1級、2級	(上肢機能) 1級、2級
	(移動機能) 1級～6級（※2）	(移動機能) 1級～3級
心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸機能障害	1級～4級 (2級は肝臓機能障害のみ)	1級～3級 (2級は肝臓機能障害のみ)
免疫機能障害	1級～4級	1級～3級
療育手帳		A判定
精神障害者保健福祉手帳		1級

※1 複数の障害がある場合には総合等級ではなく、個別の等級で判断します（例：上肢機能（3×2）で、総合等級の2級は不可）。

※2 下肢不自由及び運動機能障害（移動機能）の7級で、他の障害を有する場合は、これらの障害の等級を6級とします。

問合せ…東尾張県税事務所：TEL 81-3139

★軽自動車税（種別割）の減免

障害者本人が所有する軽自動車1台に限り軽自動車税（種別割）を減免します。減免には事前に申請が必要です。

【対象者】身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者。

※減免の対象となる範囲については、上記「自動車税及び自動車取得税の減免」の表に準じます。

問合せ…税務課 庶務担当：TEL 44-0315

事業者一覧・マップ



事業者一覧



この一覧は、2023年4月1日現在の内容です。市内の事業所の位置は、事業者マップ(26ページ)をご覧ください。



市内の障害者サービス事業所



●訪問系サービス

事業者 マップ	事業所名(設置者)	住 所	電話番号 (連絡可能時間)	F A X	休 日	対象者	居宅 介護	重度 訪問介護	同行 援護
①	犬山市社会福祉協議会指定訪問介護事務所 ((福) 犬山市社会福祉協議会)	犬山市松本町四丁目21番地 犬山市市民交流センター フロイデ1階	62-2050 (8:30~17:15)	62-9923	12/29~1/3	身・知 精・児	○	○	○
②	愛北ケアステーション ((株) 壮健)	犬山市松本町 二丁目29番地	62-2461 (9:00~18:00 土・日・祝日除く)	62-2495	(原則)日曜 12/30~1/3	身・知 精・児	○	○	
③	みそら訪問介護 居宅介護事業所 ((株) 地域福祉推進会)	犬山市字若宮 68番地4	67-5550 (24時間対応可能)	67-5595	なし	身・知 精・児	○	○	
⑦	かもみいる訪問介護事業所 ((株) もみいる)	犬山市大字羽黒 字古市場156番地1	39-4092 (24時間対応可能)	39-4093	なし	身・知 精・児	○	○	
⑩	ヘルパーステーション和音 ((特非) 十人十色)	犬山市大字上野 字郷1427番地	61-1011 (9:00~18:00)	61-1078	なし	身・知 精・児	○	○	○

*同行支援を行っている事業所は、P24の移動支援の事業所の箇所にも掲載しています。

●日中活動系サービス

事業者 マップ	事業所名(設置者)	定員	住 所	電話番号 (連絡可能時間)	F A X	休 日	対象者	生活 介護	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	就労移行 支援	就労定着 支援	短期 入所
④	ひびき作業所 ((福) まみずの里)	60	犬山市大字前原 字橋爪山14番地2	61-9222 (8:30~17:30)	61-9220	月8日(各月 ごとに指定)	知	○		○			
⑤	水平館 ((福) まみずの里)	60	犬山市字牛岩 37番地1	68-1119 (8:30~17:30)	68-1690		知	○					○
⑥	きりり作業所 ((福) まみずの里)	45	犬山市五郎丸 東一丁目69番地1	62-4733 (8:30~17:30)	62-4735		知	○		○			
⑨		8	犬山市五郎丸東 一丁目69番地1	62-4733 (8:30~17:30)	62-4735	土・日・祝日 12/29~1/3	身・知 ※1	○					
⑧	ひかり学園 ((福) ひかり学園)	90	犬山市大字前原 字橋爪山123番地	61-4591 (8:30~17:30 土・日除く)	62-4074	月8日(各月 ごとに指定)	知	○					○
⑩	株式会社 元氣べんとう ((株) 元氣べんとう)	20	犬山市中山町 二丁目75番地	61-7718 (8:30~17:00)	61-7728	土・日・祝日	身・知 精		○				
⑪	来果 ((医) 桜桂会)	20	犬山市大字塔野地 字大畔216番地	63-0240 (9:00~17:00 日・祝日除く)	63-0243	木・日・祝日 12/30~1/3 法人の規定日	精				○		
⑫	しあわせネットワーク ((株) しあわせネットワーク)	20	犬山市大字犬山 字東古券220番地	65-2661 (9:00~17:00)	61-5573	日・祝日 会社カレンダー に沿う	身・知 精			○			
⑯	喜羅夢 ((特非) ぽんぽこネットワーク)	10	犬山市前原西 四丁目20番地	65-1231 (9:00~18:00)	48-2618	土・日・祝日 8/13~8/15 12/29~1/3	知	○					
⑰	喜和璃 ((特非) ぽんぽこネットワーク)	2	犬山市大字犬山 字東古券555番地	65-1231 (9:00~18:00) ※法人事務局	48-2618	なし	知						○
㉙	犬山事業所リア ((一社) リア)	20	犬山市丸山 天白町53番地	48-6788 (8:30~16:30)	48-6789	土・日・祝日 (土は会社カレンダーによる)	身・知 精・難			○			
㉛	サニーライフめいしんれん ((福) 名古屋市身体障害者 福祉連合会)	20	犬山市松本町 四丁目56番地	54-2983 (9:00~17:00)	54-2984	土・日・祝日 12/29~1/4	身・知 精・難			○	○		
㉕	ココトモワーカス 犬山校 ((株) ネットアーツ)	20	犬山市大字今井 字宮ヶ洞19番地1	090- 7318-9200 (9:00~18:00)	なし	なし	身・知 精			○			

*1 重度肢体不自由と知的障害の重複者

●居住系サービス

事業者 マップ	事業所名(設置者)		定員	住 所	電話番号 (連絡可能時間)	F A X	休 日	対象者	共同生活 援助	施設入所 支援
30	喜和璃 ((特非) ぽんぽこネットワーク)		5	犬山市大字犬山 字東古券555番地	65-1231 (9:00~18:00) ※法人事務局	48-2618		知	○	
11	希望が丘 ((医) 桜桂会)		6	犬山市大字塔野地 字大畔215番地	63-0221 (9:00~17:00) 木・日・祝日除く)			精	○	
11	アークヒルズ ((医) 桜桂会)		16	犬山市大字塔野地 字大畔216番地	63-0244 (9:00~17:00) 木・日・祝日除く)	63-0243		精	○	
8	ひかり学園 ((福) ひかり学園)		90	犬山市大字前原 字橋爪山123番地				知		○
13	日の出ホーム ((福) ひかり学園)	日の出 第1ホーム	5	犬山市大字羽黒 字向浦81番地2	61-4591 (8:30~17:30) 土・日除く)	62-4074				
14		日の出 第2ホーム	5	犬山市大字羽黒 井島1番地8				知	○	
16	フレンドホーム ((福) あいち清光会)	きらきら星	6	犬山市長者町 二丁目72番地						
17		明星	5	犬山市羽黒 桜海道一丁目4番地3						
33		すばる	6	犬山市今井 喜八洞55番地1-1						
34		北斗星	6	犬山市今井 喜八洞55番地1-2						
5	水平館 ((福) まみずの里)		50	犬山市字牛岩 37番地1				知		○
18	晴日荘 ((福) まみずの里)	飛翔館	4	犬山市大字五郎丸 字清水坪14番地30						
19		しづく	5	犬山市大字犬山 字瑞泉寺14番地14				知	○	
20		花畠	6	犬山市大字犬山 字東古券637番地						
22	富士見館 ((福) まみずの里)	気晴館	7	犬山市字裏山 30番地				知	○	
27		富士見館	10	犬山市長者町 五丁目143番地				知	○	

市内の児童事業所

●障害児通所支援

事業者 マップ	事業所名(設置者)	定員	住 所	電話番号 (連絡可能時間)	F A X	休 日	対象者	児童発達 支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援
23	犬山市児童発達支援事業実施 施設 こすもす園(犬山市)	30	犬山市大字犬山字辰ヶ池 45番地1	61-6690 (8:30~17:15) 土・日・祝日除く)	61-6690	土・日・祝日 12/29~1/3	児 (未就学)	○		
24	児童デイサービスバンビ ((株) クリエイトヒール)	20	犬山市大字犬山字西古券 122番地2	65-2220 (10:00~19:00)	65-2255	GW 8/13~8/16 12/30~1/4	児	○	○	
35	ドリームリフター ((特非) ぽんぽこネットワーク)	10	犬山市中山町二丁目6 プラザイトウ1F	65-1231 (9:00~18:00) ※法人事務局	48-2618	日・他 12/29~1/3	児		○	
28	児童発達支援センター喜璃夢(きりむ) ((特非) ぽんぽこネットワーク)	60	犬山市前原西四丁目 20番地	65-1231 (9:00~18:00) ※法人事務局	48-2618	日・他 12/29~1/3	児	○	○	○
31	ほしざら ((株) RAISE)	30	犬山市楽田大橋 二丁目22番地	68-9807 (平日10:00~19:00) 土・祝9:00~18:00)	68-9807	日・盆 年末年始	児	○	○	

事業者 マップ	事業所名(設置者)	定員	住 所	電話番号 (連絡可能時間)	F A X	休 日	対象者	児童発達 支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援
⑩	チャイルドウィッシュ五郎丸 ((株) エンジェルハート平和)	10	犬山市五郎丸新田組 59番地15 第三梅田ビル1階	68-6122 (9:00~18:00)	54-7070	日・盆・年末 年始・会社が 定めた日	児	○	○	
⑯	マーシーカーニバル ((特非) 韶愛学園)	10	犬山市松本町四丁目 105番地 板津ビル2F	48-9931 (9:30~18:30)	48-9932	日・祝日 (変動あり)	児	○	○	
⑯	多機能型重症児デイケアサービス ここパーク ももか ((一社) ゆりあ)	5	犬山市上坂町五丁目 236番地	54-8125 (9:00~18:00)	54-8126	第1・3・5 土曜日 第2・3・4・5 日曜日 年末年始	児	○	○	
⑰	ここぱーくクローバー ((一社) ゆりあ)	5	犬山市大字上野字郷 1448	54-5642 (9:00~18:00)	54-5664	第1・3・5 週水・日 第2・4・土・日 祝日・年末年始	児	○	○	
⑱	GREEN ((株) Y)	10	犬山市上坂町5丁目 230	48-4500 (9:30~18:10)	48-4501	土・日 8/13~15 12/30~1/3	児		○	
⑲	放課後等デイサービス いっぽ ((株) フクトミ建設)	10	犬山市羽黒高橋 丁目13-2	68-6548 (9:30~18:30)	48-0624	土・日 年末年始 会社が定めた日	児	○	○	
⑳	レイア ((てとて合同会社))	10	犬山市大字羽黒新田 字北野間1番地29	48-1622 (9:30~15:30) (日・祝除く)	48-1622	日・祝日 8/13~15 12/29~1/3	児	○	○	
㉑	チャイルドウィッシュ五郎丸2 ((株) エンジェルハート平和)	10	犬山市五郎丸新田組 59番地15 第三梅田ビル2階	48-5602 (9:00~18:00)	54-7070	土・日	児	○	○	
㉒	ココトモ 犬山今井校 ((株) ネットアーツ)	10	犬山市大字今井 宇宮ヶ洞19番地1	090- 7318-9200 (9:00~18:00)	なし	日 (変動あり)	児		○	
㉓	Happy Face小牧・犬山校 ((有) トランティ)	5	犬山市字天神46-2	58-7289 (10:00~19:00)	58-7289	土・日・祝	児	○	○	

市内の相談支援事業所

事業者 マップ	事業所名(設置者)	住 所	電話番号 (連絡可能時間)	F A X	休 日	対象者	地域 相談	計画 相談	障害児 相談
①	犬山市社会福祉協議会障がい者 地域相談支援センター ((福) 犬山市社会福祉協議会)	犬山市松本町四丁目21番地 犬山市市民交流センター フロイデ1階	63-2918 (8:30~17:15)	62-9923	土・日・祝日 12/29~1/3	身・知 精・児	○	○	○
⑪	相談支援事業所 せせらぎ ((医) 桜桂会)	犬山市大字塔野地 字大畔216番地	63-0221 (9:00~17:00)	63-0243	木・日・祝日 12/30~1/3	精	○	○	
㉘	相談支援事業所 伽耶(がや) ((特非) ぽんぽこネットワーク)	犬山市前原西四丁目 20番地	48-2633 (9:00~18:00)	48-2618	土・日・祝日 ・他 12/29~1/3	身・知 精・児		○	○
㉙	相談支援事業所 ひかり ((福) ひかり学園)	犬山市大字前原 字橋爪山123番地	61-6502 (8:30~17:30)	62-4074	土・日 12/29~1/3	知・児		○	○
㉚	相談支援事業所 じもく ((福) まみずの里)	犬山市大字前原 字橋爪山14番地2	61-9222 (8:30~17:30)	61-9220	土・日・祝日 12/29~1/3	知		○	
㉛	相談支援事業 ちいきのふくし相談室 ((一社) 和顔の輪)	犬山市字若宮 68番地4	67-6088 (9:00~18:00)	67-5595	火・木 土・日・祝日	身・知 精・児		○	○
㉜	相談支援事業 ほしざら ALOHA ((株) RAISE)	犬山市楽田大橋 二丁目22番地	68-9807 (9:00~17:00)	68-9807	土・日・祝日 年末年始	精・児		○	○

市外の障害福祉サービス事業所や最新情報は、次のホームページをご覧ください。

●ワムネット <http://www.wam.go.jp/> サービス内容は、4~6ページをご覧ください。

地域生活支援事業所

各事業の内容は、地域生活支援事業、8~9ページをご覧ください。

●移動支援

事業者 マップ	事業所名(申請者)	住 所	電話番号 (連絡可能時間)	F A X	休 日	対象者	同行 援護
①	犬山市社会福祉協議会指定訪問介護 事業所 ((福) 犬山市社会福祉協議会)	犬山市松本町四丁目21番地 犬山市市民交流センター フロイデ1階	62-2050 (8:30~17:15)	62-9923	12/29~1/3	身・知 精・児	○
㉗	みそら訪問介護 居宅介護事業所 ((株) 地域福祉推進会)	犬山市字若宮68番地4	67-5550 (24時間対応可能)	67-5595	なし	身・知 精・児	

事業者 マップ	事業所名(申請者)	住 所	電話番号 (連絡可能時間)	F A X	休 日	対象者	同行 援護
32	ヘルパーステーション和音 ((特非)十人十色)	犬山市大字上野字郷 1427番地	61-1011 (9:00~18:00)	61-1078	なし	身・知 精・児	○
7	かもみいる訪問介護事業所 ((株)かもみいる)	犬山市大字羽黒字古市場 156番地1	39-4092 (24時間対応可能)	39-4093	なし	身・知 精・児	
市外	チーム13 ((有)CHEER)	名古屋市守山区 白沢町34番地1	052-796-2727 (9:00~18:00)	052- 796-2726	なし	身・知 精・児	
市外	ヘルパーステーション ハートフル大口 ((福)おおぐち福祉会)	丹羽郡大口町下小口 七丁目21番地	0587-94-2665 (8:30~17:30)	0587- 94-2237	日・祝日 12/29~1/3	身・知 精・児	○
市外	ヘルパーステーション ワークビー春日井 ((特非)アセスマントネット)	春日井市六軒屋町一丁目 47番地 J&Jビル2-B	37-2093 (9:00~21:00)	37-2077	なし	身・知 精・児	
市外	福祉の幸 小牧訪問介護事業所 ((株)福祉の幸)	小牧市城山五丁目65-1	47-5454 (8:30~17:30)	47-5455	土・日 12/30~1/3	身・知 精・児	○
市外	HandsCare ((株)Kind)	岐阜県各務原市 つつじが丘五丁目61	058-322-6091 (9:00~18:00)	058- 260-9590	日 12/30~1/3	身・知 精・児	
市外	ヘルパーステーションしえる ((株)リリアス)	小牧市大字舟津 601番地1	54-1028 (24時間対応可能)	54-3159	日 12/30~1/3	身・知 児	
市外	シェ・サン ((株)シェ・サン)	岐阜県岐阜市茜部本郷 1丁目6番地3	058-201-3033 (24時間対応可能)	058- 201-3034	なし	身・知 精・児	○
市外	アブリケアステーション守山 ((株)ユニティア)	名古屋市守山区 森宮町60番地の1	052-700-0015 (8:30~17:30)	052- 880-2222	土・日・祝日 12/29~1/3	身・知 精・児	○
市外	聴覚・ろう重複センターおれんじ ((特非)つくし)	名古屋市千種区今池南 30-2 川島第三ビル1-A	052-734-9166 (9:00~17:30)	052- 734-9211	土・日・祝日	身	
市外	特定非営利活動法人りんりん ((特非)りんりん)	半田市岩滑高山町 五丁目4番地	0569-21-3646 (9:00~17:00)	0569- 32-6623	12/29~1/3	身・知 精・児	
市外	サポートセンター1っぽ ((株)リバティ)	小牧市久保一色2993-4 サンクレスト小牧A102号室	54-5610	54-5610	土・日・祝日	身・知 精・児	○
市外	ウェル介護103森孝 ((株)ウェル介護103)	名古屋市守山区森孝 二丁目919 森孝プラザビル2F	052-725-8013	052- 725-8203	なし	身・知 精・児	
市外	ヘルパーステーション絆 ((特非)絆)	知多郡東浦町大字緒川 字北赤坂35番地の1	0562-83-7563	0562- 83-7518	土・日 8/13~8/15 12/29~1/3	身・知 精・児	
市外	ヘルパーステーション ライフプラス ((株)ラチュール)	岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町 2丁目182番地1 ダンヒル21 101 <small>ただし、土・日・祝・12/30~1/3を除く</small>	058-322-5081 (9:00~18:00)	058- 322-5083	なし	身・知 精・児	
市外	ヘルパーステーションまほろ ((株)ウォームス)	みよし市打越町苗座24番地2 リージェルB棟103号室	0561-32-9326 (9:00~18:00)	0561- 32-9326	12/29~1/3	身・知 精・児	
市外	えみんぐ ((株)笑 ing)	岐阜県各務原市鵜沼山崎町 3丁目95 K'SHOUSE 102	058-227-0920 (9:00~18:00)	なし	土・日・祝 12/29~1/3	身・知 精・児	

●地域活動支援センター

事業者 マップ	事業所名(申請者)	定員	住 所	電話番号 (連絡可能時間)	F A X	休 日	対象者
26	犬山市障害者地域活動支援 センター ふれんど(犬山市)	20	犬山市大字犬山字相生 50番地	61-8008 (8:30~17:15)	61-6560	日・祝日 12/29~1/3	身
11	地域活動支援センター希楽里 ((医)桜桂会)	40	犬山市大字塔野地字大畔 216番地	63-0221 (9:00~17:00)	63-0243	木・日・祝日 12/30~1/3	精
市外	ハートフル大口 ((福)おおぐち福祉会)	15	丹羽郡大口町下小口 七丁目21番地	0587-94-2668 (8:30~17:15)	0587- 95-7275	土・日・祝日 12/29~1/3	身・知 精
市外	高次脳機能障害サポートセンター 笑い太鼓 ((特非)高次脳機能障害支援 「笑い太鼓」)	20	名古屋市東区東大曾根町 25番2号	052-981-3033 (9:00~18:00)	052- 981-3033	土・日・祝日 8/13~8/15 12/30~1/3	精
市外	デイサービスセンター クリエイト川名 ((福)名古屋ライトハウス)	19	名古屋市昭和区川名本町 一丁目20番地	052-761-7671 (8:20~17:10)	052- 761-2548	土・日・祝日 盆・年末年始	身 (視覚)
市外	deco boko BLUES ((合同)deco boko BLUES)	17	春日井市白山町六丁目9番地5 臼田ビル1階 西側号室	0568-37-0512 (9:30~17:30)	0568- 29-5135	月 12/31~1/3	知

●障害者入浴サービス

事業者 マップ	事業所名(申請者)	住 所	電話番号 (連絡可能時間)	F A X	休 日	対象者	事業形態
市外	アースサポート小牧 (アースサポート(株))	小牧市小牧二丁目 282番地	73-3911 (8:30~17:30)	73-3901	日・月・木 12/30~1/3	身	訪問
市外	アースサポート一宮 (アースサポート(株))	一宮市新生三丁目 17番地12	0586-43-5401 (8:30~17:30)	0586- 43-5424	土・日 12/30~1/3	身	訪問
市外	パナソニックエイジフリー ケアセンター春日井・訪問入浴	春日井市鳥居松町 四丁目177番地 デザイナーズマンションWILL 1F	82-3839 (8:30~17:30)	87-6550	日 12/31~1/3	身	訪問
市外	福祉の里 春日井営業所 (株) 福祉の里	春日井市篠木町八丁目 2番地22号	85-5982 (8:30~17:30)	85-5981	日 12/31~1/3	身	訪問
市外	福祉の里 土岐営業所 (株) 福祉の里	岐阜県土岐市 土岐口中町3丁目96	0572-53-0380	0572- 53-0381	日 12/31~1/4	身・知 精・児	訪問
28	喜羅夢 (特非) ぽんぽこネットワーク	犬山市前原西四丁目 20番地	65-1231	48-2618	土・日・祝日 8/13~8/15 12/29~1/4	身・知 精・児	施設

●日中一時支援

事業者 マップ	事業所名(申請者)	定員	住 所	電話番号 (連絡可能時間)	F A X	休 日	対象者
8	ひかり学園 (福) ひかり学園)	2	犬山市大字前原字橋爪山 123番地	61-4591 (9:00~17:30)	62-4074	土・日	知
5	水平館 (福) まみずの里)	6	犬山市字牛岩37番地1	68-1119 (8:30~17:30)	68-1690	なし	知
市外	児童デイサービスメロディー (有)介護サービスセンターふきのとう)	10	小牧市下小針天神 一丁目11番	70-0547 (9:00~17:30)	70-4592	日・祝日 12/29~1/3 夏季休業(不定休)	児
市外	デイサポート サンフレンド (福) あいち清光会)	10	小牧市大字大山字岩次 208番地3	47-1181 (8:45~17:30)	47-1182	なし	知・児
市外	ハートフル大口 (福) おおぐち福祉会)	10	丹羽郡大口町下小口 七丁目21番地	0587-94-2666 (8:30~18:00)	0587- 95-7275	12/29~1/3	身・知 精・児
市外	日中一時支援 野の花 (有)心の泉)	10	春日井市東山町 字東山2343番地10	37-1197 (9:00~18:00)	37-1196	年末年始	身・児 (医ケア可)
市外	たんぽぽ (福) ふそう福祉会)	2	丹羽郡扶桑町大字山那 字番所下83-6	0587-91-2311 (8:30~17:15)	0587- 91-2333	土・日・祝日 8/13~8/15 12/29~1/3	身・知 精・児
市外	ベーカリー (福) ふそう福祉会)	2	丹羽郡扶桑町大字高雄 字堂子81-1,81-2	0587-81-4155 (8:30~17:15)	0587- 81-8622	日・月・祝日 8/13~8/15 12/29~1/3	知 精・児
市外	ハートランド小牧の杜 (社福) 大和社会福祉事業振興会)	2	小牧市大字大山字岩次 208-8	78-1911 (9:00~18:00)	47-1001	土・日 12/28~1/3	身・知
市外	みんなの手デイサービスセンター (特非) 在宅支援グループみんなの手)	1	岐阜県多治見市金岡町 二丁目34番地の2	0572-24-3798 (8:00~18:00) ※時間外は留守録転送)	0572- 23-8854	日 12/29~1/3	身・知 精・児
市外	生活介護 パプリカ (有)介護サービスセンターふきのとう)	20	小牧市岩崎5丁目 72番地	54-1235 (9:00~17:00ただし、土を除く)	54-1235	日・祝日 12/29~1/3	身・知 児
市外	ここばーく小牧 (一社)地域コミュニティここサポート)	3	小牧市大字北外山 1491番地2	0568-68-7992 (9:00~18:00)	0568- 68-7993	土・日・祝	児
市外	ライオンの隠れ家 (一社)SEIMA137)	21	岐阜県関市肥田瀬 467番地	0578-36-4578 (9:00~18:00)	なし	土・日・祝	知・精 児

●生活サポート

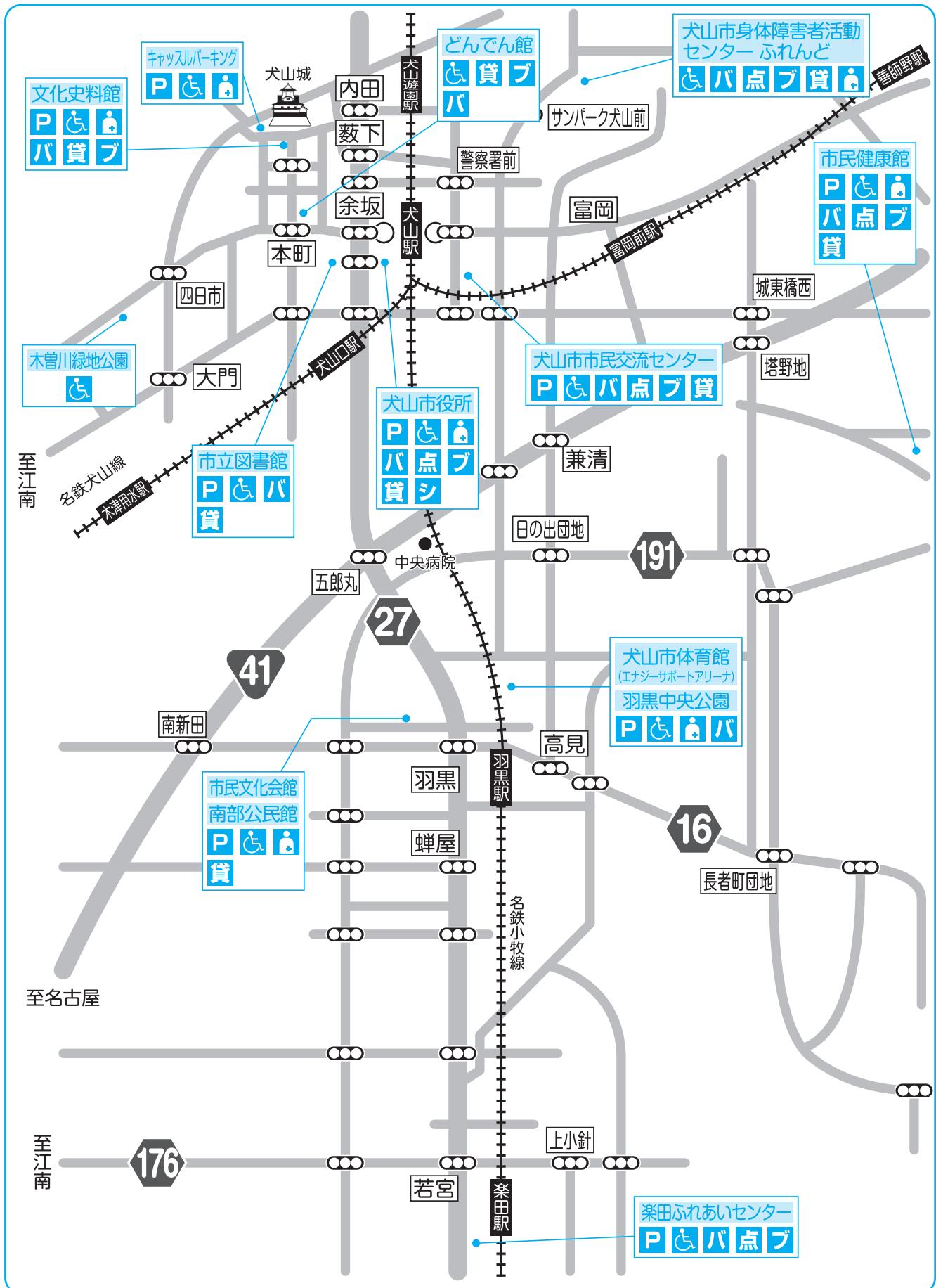
事業者 マップ	事業所名(申請者)	住 所	電話番号 (連絡可能時間)	F A X	休 日	対象者
1	犬山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所 (福) 犬山市社会福祉協議会)	犬山市松本町四丁目21番地 犬山市民交流センター フロイデ1階	62-2050 (8:30~17:15)	62-9923	12/29~1/3	身・知 精・児

●事業者マップ



●公共施設マップ

P 障害者駐車場 **♿** 車いす対応トイレ **🚽** オストメイト対応トイレ **♿** バリアフリー
点 点字有り **ブル** 点字ブロック有り **貸** 館内での車イス貸し出しあり **シ** 大型シート対応トイレ



各種相談



★療育相談

障害や発達の遅れがある児童について、相談を行います。

問合せ…愛知県一宮児童相談センター：TEL 0586-45-1558(代表) 0586-47-0050(直通)
FAX 0586-45-1560

★発達障害に関する相談

本人や家族からの相談をお受けします。相談方法は、以下の通りです。

- ・電話による相談 相談専用電話 88-0849 月曜日～金曜日(祝日年末年始除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- ・メール・FAXによる相談、メール asca@pref.aichi.lg.jp FAX 88-0964
(返信内容を検討するために、返信に時間が掛かります。ご了承ください。)
- ・来所による相談(祝日・年末年始除く月曜日・木曜日) 要予約。88-0811(内線8109)までご連絡ください。

問合せ…あいち発達障害者支援センター：TEL 88-0811(内線8109) FAX 88-0964

★高次脳機能障害に関する相談

交通事故や脳血管障害、脳炎などの病気により、脳にダメージを受けることで生じる認知障害や行動障害などの症状のことを高次脳機能障害と呼びます。

高次脳機能障害のある方、及びそのご家族からの相談に応じます。主に65歳以下の方が対象です。来所相談は予約が必要です。

問合せ…なごや高次脳機能障害支援センター：TEL 052-835-3814 FAX 052-838-9105

★障害者の雇用に関する相談

【ハローワーク（公共職業安定所）】

就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門職員や職業相談員がケースワーク方式により障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導を実施します。

問合せ…犬山公共職業安定所：TEL 58-2450(直通) FAX 0568-61-8609

【尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」】

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関と連携して、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施します。

問合せ…尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ：TEL 88-5115 FAX 88-5015
サテライト柏森：TEL 080-6965-4778 FAX 0587-81-6026

【愛知障害者職業センター】

ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センター等との密接な連携のもと、以下の業務を行っています。

- ◇障害者の方に対しては、就職に関する相談、職場に定着するための援助、就職、復職準備のための支援。
- ◇事業主の方に対しては、障害者の方の雇い入れや雇用管理、休職者の方の職場復帰に向けての相談・支援・施設改善に関する助言・援助。
- ◇関係機関の方に対しては、就労支援に関する相談、助言、援助。

問合せ…愛知障害者職業センター：TEL 052-218-2380 FAX 052-218-2379

★難病に関する相談

- 専門の医師による医療相談（面接相談・予約制）
指定難病等を対象として、相談医師（専門別）による医療相談を行っています。
- 医療ソーシャルワーカーによる療養・生活相談（電話相談・面接相談）
療養生活上の様々な悩みや不安に対して医療ソーシャルワーカーによる療養・生活相談を行っています。
- 難病患者・家族のつどいの他、障害年金や就労に関する勉強会を実施しています。
- 難病患者就職サポートや労働関係機関と連携し、就労支援を行っています。
お気軽にお問い合わせください。

問合せ…愛知県医師会難病相談室：TEL 052-241-4144

★精神障害に関する相談

本人や家族からの相談をお受けします。

問合せ…相談支援事業所 せせらぎ：TEL 63-0221 FAX 63-0243

★障害者虐待の通報窓口

障害者虐待に関する相談や、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従業者等による障害者虐待についての通報、届け出を受け付けます。

問合せ…犬山市障害者虐待防止センター（犬山市福祉課 障害者担当）：TEL 44-0321 FAX 44-0364

★成年後見に関する相談

認知症や障害などの理由により判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度についての相談を行います。

問合せ…犬山市成年後見センター（犬山市福祉課 障害者担当）：TEL 44-0321 FAX 44-0364

〃 （犬山市高齢者支援課 高齢者福祉担当）：TEL 44-0325 FAX 〃

★その他、下記の場所でも相談を行っております。

●江南保健所 電話：0587-56-2157

* 精神保健福祉に関する相談・援助を行います。

●犬山市民健康館さら・さくら 電話：63-3800

* こころの健康に関する相談を行います。事前連絡が必要です。

●身体障害者相談（月1回、身体障害者活動センター

ふれんど）

●知的障害者相談（月2回、犬山市役所（1F）相談室）

*当事者もしくはその家族等による相談です。

各月の日程については、
広報（1日号）の「各種相談」
をご確認ください。

★ヘルプマーク・ヘルプカード

●ヘルプマーク

内部障害など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。市役所福祉課で配布しています。（原則1人1個）

●ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されており、困ったときに支援や理解を求めるためのものです。市のホームページよりダウンロードできます。

障害に関する総合的な相談

障害のある方の福祉に関する様々な問題について、障害のある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。

※ゆっくり相談したい方、障害により相談場所の考慮が必要な方等は、対応いたしますので、事前にご連絡ください。

お気軽にご相談ください。

犬山市障害者基幹相談支援センター 電話：44-0329
(犬山市大字犬山字東畠36番地 犬山市役所 福祉課内) FAX：44-0364

犬山市役所 福祉課 延長窓口

[開設日および時間]

毎月第1・第3火曜日 午後7時まで

[福祉課業務内容]

障害者手帳、自立支援医療、障害者手当、障害福祉サービスの申請など ※相談対応はできません

お問い合わせは

○犬山市役所 福祉課 障害者担当

電話：44-0321 FAX：44-0364

「表紙絵：はるみさん の作品です。」